

昭和二十八年七月二十八日提出  
質問第四一號

富士山ろく、駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和二十八年七月二十八日

提出者 勝間田清一

衆議院議長 堤 康次郎殿

富士山ろく、駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問主意書

1 昭和二十八年二月十八日提出質問第二十八号に対する答弁第二十八号に係る提供地区内民公有地の使用に伴う借上料及び損失補償額は、昭和二十七年七月四日閣議了解による「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」の該当条項に照し、個々の実情に応じ適正に算出する旨の答弁であるが、前述の要綱の適用条項中実情に即さない左の点について具体的な打解策を示されたい。

一 農地の借上料の算定に当っては、実際の土地収益力に対応せるものを借上料と解すべきではないか。

二 山林は植林し、且つぶ、育管理をなすいわゆる山林経営をなす目的の土地であり、また原野は採草、萱刈、山菜、葉草類を採取する目的で土地を所有しているが、立入禁止あるいは制限並びに駐留軍の軍事施設の築建造による経済価値の壊滅利用の阻害のため土地所有者並びに利用者に深刻な生活不安と動揺を与えているが、これら土地に対しても農地と同様に実際の土地収益力に対応せる借上料に改

訂することが絶対に必要と思うが如何。

三 当該地区は無期限使用に決定される公算が大である旨の答弁である。しかし当該地区は全域にわたり被弾損傷林となつているため立木の成長はいちじるしく阻害され、且つ価値も半減あるいは壊滅されておおり、これらは前述の要綱により使用解除時に補償する旨と解しているが、まことに無責任な要綱と思うが如何。

二と同様、山林の収益力を借上料の基礎とすれば、将来に対する被弾の補償は解決され、土地所有者も了解すると思うが如何。

四 二及び三について、それぞれ使用土地の実情に応じた取扱いをなすよう前述の要綱中不備不即の点を早急に改正の必要ありと思うが、これが具体的措置如何。

2 生命財産安全確保のため危害防止対策として村落附近の火薬庫、弾薬集積所の設置替え、水源かん養林等の保安林の砲爆撃回避等の具体的措置如何。

3 生活環境の健全化のため風紀上、衛生上からじ、や、つ起される社会悪排除についての根本的施策如何。  
右質問する。